

第3回智頭町議会定例会会議録

平成30年9月6日

(第1日)

智 頭 町 議 会

第3回智頭町議会定例会会議録

平成30年9月6日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第71号 平成29年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第72号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第73号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第74号 平成29年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第75号 平成29年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第76号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第77号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第78号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第79号 平成29年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第80号 平成29年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第81号 平成29年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第82号 平成29年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第69号 専決処分について（平成30年度智頭町一般会計補正予算（第2号））

- 第 17. 議案第 70 号 専決処分について（平成 30 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 第 18. 議案第 83 号 平成 30 年度智頭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 19. 議案第 84 号 平成 30 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 20. 議案第 85 号 平成 30 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 21. 議案第 86 号 平成 30 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 22. 議案第 87 号 平成 30 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 23. 議案第 88 号 平成 30 年度智頭町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 24. 議案第 89 号 平成 30 年度智頭町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 25. 議案第 90 号 町長の専決事項の指定の一部改正について
- 第 26. 議案第 91 号 智頭町税条例の一部改正について
- 第 27. 議案第 92 号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正について
- 第 28. 議案第 93 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 29. 議案第 94 号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 30. 報告第 4 号 法人の経営状況について（株式会社サングリーン智頭）
- 第 31. 議案第 95 号 工事請負契約の締結について（林道宇波竹之下線林業専用道整備工事）
- 第 32. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 71 号 平成 29 年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第 72 号 平成 29 年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 第 6. 議案第 7 3 号 平成 2 9 年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 7 4 号 平成 2 9 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 7 5 号 平成 2 9 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 7 6 号 平成 2 9 年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0. 議案第 7 7 号 平成 2 9 年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1. 議案第 7 8 号 平成 2 9 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2. 議案第 7 9 号 平成 2 9 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3. 議案第 8 0 号 平成 2 9 年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4. 議案第 8 1 号 平成 2 9 年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第 1 5. 議案第 8 2 号 平成 2 9 年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第 1 6. 議案第 6 9 号 専決処分について（平成 3 0 年度智頭町一般会計補正予算（第 2 号））
- 第 1 7. 議案第 7 0 号 専決処分について（平成 3 0 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 第 1 8. 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度智頭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 9. 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 0. 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1. 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 2. 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第

2号)

- 第23. 議案第88号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)
第24. 議案第89号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)
第25. 議案第90号 町長の専決事項の指定の一部改正について
第26. 議案第91号 智頭町税条例の一部改正について
第27. 議案第92号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正
について
第28. 議案第93号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第29. 議案第94号 智頭町教育委員会委員の任命について
第30. 報告第4号 法人の経営状況について(株式会社サングリーン智頭)
第31. 議案第95号 工事請負契約の締結について(林道宇波竹之下線林業専
用道整備工事)
第32. 陳情について

1. 会議に出席した議員(12名)

1番 都 橋 一 仁	2番 安 道 泰 治
3番 國 本 誠 一	4番 河 村 仁 志
5番 大河原 昭 洋	6番 高 橋 達 也
7番 岩 本 富美男	8番 中 野 ゆかり
9番 岸 本 眞一郎	10番 酒 本 敏 興
11番 大 藤 克 紀	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員(0名)

1. 会議に出席した説明員(17名)

町	長	寺 谷 誠一郎
副	町	長 金 児 英 夫
教	育	長 長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	矢 部 整
企 画 課	長	酒 本 和 昌

税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	岡 田 光 弘
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
総 務 課 参 事	福 安 教 男
病 院 事 務 部 長	矢 部 久 美 子
代 表 監 査 委 員	小 林 新

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	金 谷 百 恵

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） 開会に先立ちましてお願いいたします。携帯電話、スマホにつきましては、着信音等には厳重に管理していただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第3回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、都橋一仁議員、

2番、安道泰治議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの14日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの14日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成30年6月分から8月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、智頭町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度健全化判断比率について並びに平成29年度資金不足比率についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会が去る7月9日に開催され、議案2件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、8月30日付をもって町長、教育長並びに代表監査委員に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりま

すので後ほどごらんいただき、議会活動、また、議員活動に資していただければ
と思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第71号から日程第29．議案第94号まで

及び日程第31．議案第95号 27案

日程第30．報告第4号

一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第71号 平成29年度智頭町一般会計歳
入歳出決算の認定についてから、日程第29、議案第94号 智頭町教育委員会
委員の任命について及び日程第31、議案第95号 工事請負契約の締結につい
ての27議案並びに日程第30、報告第4号 法人の経営状況についてを一括し
て議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第3回定例町議会を召集しましたところ、
議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

まずは、去る7月に本町を含む日本各地、とりわけ広島県など西日本を中心に
甚大な被害をもたらした西日本豪雨において、とうとい命を亡くされた多くの
方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上
げます。

智頭町においても、床上、床下浸水などの住家被害のほか、農地、農業用地施
設、道路、河川や水路、林道及び作業道など、町内各地で深刻な被害が発生しま
した。被災された町民の皆様に、重ねてお見舞い申し上げます。

この豪雨に際しては、指定避難所とは別に町内各所に自主避難所が開設され、
多数の町民が身を寄せ合いながら危険を回避されました。このことは、多くの集
落で取り組んでいただいている防災福祉マップ事業の成果であり、また、昨年か
ら取り組んでおります、それぞれの地域の個性を發揮し、みんなで支え合う「智
頭らしい地域福祉」の第一歩であったと確信したところであります。

また、避難誘導や巡視、応急の土のう積み、豪雨後の安否確認や災害状況確認

など、智頭町消防団には献身的な活動をしていただきました。団員皆様に深く感謝するところであります。

それでは、今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第69号及び議案第70号は、専決処分についてであります。

議案第69号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第2号）につきましては、西日本豪雨で被災した農地、農業用施設、林道及び作業道、町道などの復旧に要する経費のほか、被災した住宅、道路、水路等の緊急対応に要する費用の一部を支援する緊急災害対応事業費補助金など、災害対策に要する経費を措置するとともに、大阪府北部地震の被害を受けて点検を実施した結果、緊急に対応の必要があった智頭小学校などのブロック塀の改修及び撤去に要する費用を計上しております。5億3,362万9,000円の増額補正となっております。

議案第70号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、西日本豪雨で被災した南因地区農業集落排水施設の仮復旧に要する経費などとして、1億1,689万6,000円を措置しています。

次に、議案第71号から議案第82号までは、平成29年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものです。この12議案につきましては、去る8月2日から8月10日までの間、監査委員による監査を受け、その意見を添えて本議会の認定を求めるものです。

次に、議案第83号から議案第89号までは、補正予算についてです。

議案第83号 平成30年度智頭町一般会計補正予算について、主なものを説明します。

総務費の一般管理費では、職員の退職に伴う人件費の調整を、まちづくり推進費の移住定住促進事業では、住宅改修事業補助の増に伴いUJIターン住宅支援事業補助金の増額を、それぞれ措置しています。

また、戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードに旧氏表記ができるようシステムを改修する経費を措置しています。

民生費の社会福祉総務費では、西日本豪雨被害に対応するための災害救助ボランティアセンター開設経費を、国民年金費では、制度改正に伴いシステムを改修する経費を、老人福祉費では、時間外勤務手当の増に伴う介護保険事業特別会計繰出金の増額を、それぞれ措置しています。

保育園事業費では、町内の保育、児童福祉施設の遊具安全点検委託料を、ちづ保育園事務費では、感染予防のための加湿空気清浄機を購入する経費を、久志谷児童館費では、人事異動に伴う人件費の調整を、それぞれ措置しています。

衛生費の火葬場管理事業では、火葬場外周ブロック塀の補強に要する経費を措置しています。

農林水産業費の農業振興費では、農地法面管理省力化支援事業に係る県への負担金を、鳥獣等被害防止事業では、ジビエ振興のために新たに地域おこし協力隊を配置する経費を、多面的機能支払交付金事業では、取り組み組織及び面積の増に伴う交付金の増額を、それぞれ措置しています。

畜産費では、本年5月に県の基幹種雄牛として新たに選抜された「隆福也」を含む、優良牛の精液導入を助成する経費を措置しています。

農業集落排水費では、住居手当の増額に伴う農業集落排水事業特別会計繰出金の増額を措置しています。

林業振興費の森づくり作業道整備事業では、西日本豪雨により被災した作業道の復旧を支援する経費を、森林セラピー事業では、同じく西日本豪雨により被災したセラピーロード及び関連施設の復旧に要する経費を、それぞれ措置しています。

林道費の林道維持管理事業でも、西日本豪雨により被災した林道の復旧に要する経費を措置しています。

商工費の環境事業では、社団法人神田駅周辺マネジメント協会と連携した、JR神田駅周辺インフォメーションセンター活用プロジェクトに要する経費を、観光施設管理事業では、西日本豪雨により被災した板井原遊歩道の復旧に要する経費を、それぞれ措置しています。

土木費の下水道事業費では、時間外勤務手当の増額に伴う、公共下水道事業特別会計繰出金の増額を措置しています。

消防費の常備消防費では、測量面積の増に伴う八頭消防署智頭出張所用地測量業務委託料の増額を、防災費では、西日本豪雨に伴う災害廃棄物処分などの手数料の増額を、また、Jアラート受信機の更新に要する経費を、それぞれ措置しています。

教育費の智頭小学校管理事業では、井戸水ポンプの取りかえに要する経費を措置しています。また、中学校教育振興事業では、学校講師賃金を減額し、運動部

外部指導者謝金などを増額しています。

社会教育費の中央公民館管理事業では、総合センター1階トイレの改修に要する経費を、地区公民館費では、土師地区公民館の電気動力線の増強に要する経費など、歴史の道整備活用事業費では、西日本豪雨災害の復旧に係る設計監理委託料などを、それぞれ措置しています。

保健体育費の体育施設管理費では、智頭温水プール薬注ポンプの取りかえに要する経費を措置しています。

災害復旧費の林道施設災害復旧事業及び公共土木災害復旧事業では、西日本豪雨による被災林道及び町道等の復旧に要する経費を増額しています。

その他、年度後半の時間外勤務手当所要額を、特別会計を含め計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、2億9,662万4,000円の増額であり、補正後の予算総額は69億982万6,000円となります。

議案第84号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算では、国保事業報告システム改修に要する経費のほか、平成29年度療養給付費等の額確定に伴う償還金を措置しています。

議案第85号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算では、時間外勤務手当の増額を措置しています。

議案第86号 智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算では、住居手当の増額を措置しています。

議案第87号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算では、時間外勤務手当の増額のほか、平成29年度分国県負担金の額確定に伴う償還金を措置しています。

議案第88号 智頭町水道事業会計補正予算では、人件費の調整のほか、西日本豪雨で被災した第2水源地取水部の復旧に要する経費を措置しています。

議案第89号 智頭町病院事業会計補正予算では、人件費の調整のほか、施設修繕料及び医療機器の購入費を措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第90号 町長の専決事項の一部改正につきましては、町長において専決できるものとして「町の債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停をすること」を加えるなどとするものです。

議案第91号 智頭町税条例の一部改正につきましては、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、特定非営利活動法人十人十色への寄附金を加え

るとともに、地方税法の改正に伴い、再生可能エネルギー発電施設に対する固定資産税の課税標準額を軽減するものです。

議案第92号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正につきましては、看護師の確保及び人材育成のため貸与対象者を拡充するとともに、貸与額の上限を定めるものです。

次に、人事案件です。

議案第93号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成30年12月31日で任期満了となる寺坂光子氏の退任に伴い、新たに前橋隆廣氏を推薦したいので、本議会の意見を求めるものです。

議案第94号 智頭町教育委員会委員の任命につきましては、米井照世氏が平成30年9月30日で任期満了となり、引き続き同氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第95号 工事請負契約の締結につきましては、林道宇波竹之下線林業専用道路工事について、契約金額の変更を行うものです。

報告第4号につきましては、株式会社サングリーン智頭の平成29年度経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させていただきますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第71号 平成29年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第82号 平成29年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案は、決算審査意見書が提出されております。この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ただいま、ご指名をいただきました代表監査委員の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。皆様のお手元でございます3部の決算審査意見書は、平成29年度の決算関係の書類に基づき、中野監査委員と決算審査を実施した結果を取りまとめたものでございます。

まず最初に、平成29年度智頭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の決算審査意見について報告をさせていただきます。

それでは、1ページをごらんください。第1の審査の対象は、一般会計及び以下記載しています9つの特別会計の歳入歳出決算及び各会計の決算附属書類等です。

第2の審査の期間は、平成30年8月2日から平成30年8月10日までです。

第3の審査の方法は、次のとおりです。決算の審査は、各会計の決算書及び決算附属書類が地方自治法その他関係法令等に準拠して作成され、予算の執行及び会計書類が適正であるかどうかを関係書類と照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、例月出納検査及び定例監査の結果も参考にして、一般に公正妥当と認める審査手続により実施した。また、基金運用状況についても審査した。

第4の審査の結果は、次のとおりです。各会計の歳入歳出決算書及び決算附属書類は、上に述べた方法により審査した結果、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は正確であった。また、各会計の歳入歳出予算の執行については、おおむね適正であると認められた。また、基金は設置目的に沿って適正に運用されているものと認めた。

第5の審査の決算審査の概要は、1ページから52ページに記載されます。

決算審査の概要を審査意見としてまとめていますので、本日は審査意見について報告をさせていただきます。

それでは、53ページをごらんください。

審査意見について。

決算収支等の状況を見ると、一般会計と特別会計を合わせた総決算収支の実質収支額は、3億6,465万1,000円の黒字決算となっている。

一般会計の決算額では、実質収支額は1億9,907万1,000円の黒字であるが、前年度に比べ8,323万4,000円減少し、実質収支費比率も5.7%で前年度に比べ2.4ポイント低下している。実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支額は、8,323万4,000円の赤字となっている。単年度収支額に正味積立金を加味した実質単年度収支額は、2,929万2,000円の赤字で、前年度の8,277万9,000円の黒字から、1億1,207万2,000円減少している。

特別会計の決算額では、実質収支額は1億6,558万円の黒字で、前年度に比べ1,686万6,000円増加している。単年度収支額は、1,686万6,000円、実質単年度収支額は1億3,900万3,000円の黒字で、前年度に比べ4,134万7,000円増加している。

一般会計と特別会計を合わせた実質単年度収支額は、1億971万1,000円の黒字であるが、前年度に比べ7,072万4,000円減少している。

一般会計の収入済額、予算現額で除した収入率は96.0%、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた収入未済額は、2,160万7,000円で、前年度に比べ518万1,000円減少している。

また、支出額を予算現額で除した執行率は92.3%、予算現額から支出額、支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた不用額は、2億8,985万8,000円で、前年度に比べ7,855万円減少している。

同様に、特別会計全体での収入率は100.5%、収入未済額は9,764万4,000円、前年度比691万5,000円減、執行率は94.8%、不用額は1億5,200万4,000円、前年度比558万8,000円減となっている。

財政状況を示す数値を普通会計ベースで見ると、財政基盤の強さを示す財政力指数、過去3カ年の平均値は0.213で、前年度に比べ0.004ポイント改善したが、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は98.0%で、前年度に比べ5.6ポイント悪化している。これは、主に分母の経常一般財源等で4,416万5,000円増加したものの、分子の経常経費充当一般財源で2億1,590万1,000円増加したことによるもので、経常経費充当一般財源は公債費で減少したものの、人件費、物件費、補助費等操出金でそれぞれ増加している。分母の経常経費一般財源等から臨時財政対策債を除いた経常収支比率は102.2%となっており、これは経常的収入で経常的支出が賄えていない財政状況であることを示している。

今後、新たな行政需要が見込まれる中、町税等の収入率の向上や受益者負担の適正を図るなど、分母の経常一般財源等の確保や、事務事業の徹底した精査と選択によって、分子の経常的経費の抑制に努め、財政の硬直化防止と弾力性確保が求められる。

町債の状況を見ると、当年度末残は一般会計で75億5,503万8,000

円、特別会計で45億8,002万3,000円、合計で121億3,506万1,000円で、前年度に比べ1億4,126万2,000円減少している。内訳別に見ると、一般会計では1億7,612万7,000円増加しているが、特別会計では3億1,738万9,000円減少している。

なお、健全化判断比率の実質公債費比率は10.5%で、前年度に比べ0.6ポイント、将来負担比率は93.7%で、20.0ポイント改善している。しかし、近年の大規模需要に伴う公債費の償還増が想定され、また、公共施設の更新等を推進するのが必然的に町債に依存することになることから、今後とも後年度の財政負担に配慮した計画的な町債管理に留意する必要がある。

基金の状況を見ると、基金の当年度末残高は31億2,621万8,000円で、前年度に比べ1億6,268万7,000円増加している。このうち、財政調整基金は15億5,468万円となっている。これは、主に地域活性化基金で1,458万9,000円減少したものの、財政調整基金で5,394万2,000円、国民健康保険財政調整基金で1億1,003万6,000円、それぞれ増加したことによるものであるが、今後の財政状況において厳しい状況にあることは変わりなく、引き続き財源を確保する取り組みが必要である。

収入未済額の状況を見ると、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は1億1,925万1,000円となっている。前年度に比べ1,209万6,000円減少しているものの、依然として多額となっている。

収入未済額の解消は、財政運営や町民負担の公平性を図り、行政への信頼を高めるといった観点からも極めて重要である。滞納の未然防止及び初期滞納者への早期対策を強化し、智頭町債権管理条例及び智頭町債権管理条例施行規則に基づき、債権の適正な管理及び収納努力により、収入未済額の縮減に努められたい。

今後、人口減少等に伴う町税や地方交付税の減少が予想され、さらに公債費の増加及び公共施設の大規模改修を含む投資的経費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が予想される。

このような状況にあって、歳入に当たっては従来の国や県などの依存財源の確保と町税等の自主財源の確保、収入率向上策による収入未済額のさらなる縮減に加え、新たな財源の模索にも努める一方、歳出に当たっては、事業の見直し、改廃の検討等により、限られた財源の効率的、効果的な経費支出を図ることが重要である。今後においても社会情勢の変化、町民の多様なニーズを的確にとらえ、

かつ、さらなる財政健全化の取り組みを積極的に推進し、持続可能な財政運営に努められたい。

以上で、平成29年度智頭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の決算審査の報告を終了します。

続きまして、平成29年度智頭町水道事業会計決算審査意見について、報告させていただきます。

それでは、1ページをごらんください。

第1の監査等の種類は、地方公営企業法30条第2項の決算審査です。

第2の審査の対象は、平成29年度智頭町水道事業会計です。

第3の審査の実施日は、平成30年6月26日です。

第4の審査の方法は、次のとおりです。審査に付された決算書及び附属書類から関係法令に準拠して作成されているか、また、会計書類の手続が適正にされているか照合するとともに、関係職員からの説明の聴取を行う等、通常の審査手続により実施した。事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行うとともに、地方公営企業法第3条の規定の趣旨に沿って運営されているかについて審査した。

第5の審査の結果は、次のとおりです。審査に付された決算書及び附属書類はいずれも地方公営企業法及び関係法令の規定に準拠して作成され、かつ、計数も正確で会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、経営成績及び財政状況が適切に表示され、おおむね適正であると認められた。

第6の決算審査の概要は、1ページから13ページに記載しております。

決算審査の概要を審査意見としてまとめていますので、本日は審査意見について報告させていただきます。

それでは、14ページをごらんください。

審査意見について。

1、業務状況について。給水人口、行政区域内人口ともに減少傾向にあるが、行政区域内人口に対する普及率は35.0%で、前年度に比べ微増となっている。

水需要については、年間総排水量47万1,118立米のうち、料金の対象となる有収水量は28万1,034立米で、前年度に比べ年間総排水量が3万7,916立米、有収水量が9,010立米、それぞれ増加している。この結果、有収率は59.7%で前年度に比べ3.1ポイント低下している。

本町における有収率は、類似団体平均値73.7%、全国平均値75.9%と

比べると低い水準にある。水道事業において有収率は事業経営に大きく影響するものであることから、今後も引き続き職員及び専門業者による漏水やメーター不感等の調査を行い、原因を特定し、その対策を講ずる必要がある。老朽排水管の更新など、漏水防止対策を計画的に実施され、有収水量の増加及び有収率の向上に努め、さらなる給水収益の増収を期待するところである。

経営状況について。以下の金額については千円単位で、単位未満切り捨てとさせていただきます。総収益8,282万円に対して、総費用は7,716万1,000円で、当年度純利益は565万8,000円となっているが、平成28年の純利益1,313万5,000円に比べ、747万6,000円の大幅な減益となっている。これは、営業収益と営業費用の差額である営業損益が1,024万8,000円の損失となったことによるものである。営業費用の増加は、委託料等の一時的要因があるが、近年の設備投資による減価償却費の増加による影響がうかがえる。老朽管更新工事等による減価償却費の増加や、給水人口及び給水収益の減少は、今後一層進展することが予想され、さらなる経営の合理化、効率化によって経費の削減を図り、純利益の確保に努められたい。

財政状況について。資産は9億1,089万6,000円で、前年度に比べ流動資産が2,291万4,000円増加したが、固定資産が4,334万1,000円減少し、資産合計で2,231万6,000円減少している。負債は、3億4,332万1,000円で、前年度に比べ繰延収益が1,700万9,000円、固定負債が990万円、それぞれ減少し、負債合計は2,797万5,000円減少している。

資本は、5億6,757万4,000円で、前年度に比べ剰余金が565万8,000円増加し、資本合計は同額増加している。この結果、自己資本比率は94.8%で、前年度よりわずかに改善が見られ、引き続き90%台の高水準を維持している。また、企業債未償還残高の着実な減少が図られている。

キャッシュフローについて。業務活動でのキャッシュインで財務活動が行われ、当年度末の現金預金残高は前年度に比べ、1,979万7,000円増加している。当年度は、有形固定資産の取得による支出がなかったことから、キャッシュフローはプラスとなっているが、平成28年度、27年度の2カ年ではキャッシュフローは4,634万8,000円のマイナスで、建設改良積立金取崩額3,670万円に対応しているが、将来の経営環境を考慮すれば、中長期的な投資・

財政計画に基づく事業運営が求められる。

給水収益の収入状況について。給水収益の収入率は89.0%で、前年度に比べ1.5ポイント低下している。特に、過年度分の収入率は9.7%で低水準である。収入未済額は816万円で、前年度に比べ128万9,000円増加している。このうち、過年度分の収入未済額は621万2,000円で、前年度に比べ97万4,000円増加している。

長期延滞債権については、平成21年度以降、不納欠損処理がなされていない状況である。長期にわたり滞っている未収金の取り扱いについては、決算における経営状況をより正確にあらわすため、智頭町財務規則、智頭町債権管理条例及び智頭町債権管理条例施行規則に基づく適正な対応を求めるとともに、受益者負担公平性の観点から、未収金の抑制及び滞納債権の回収に努められたい。

今後の経営について。今後の水道事業は、排水管及び浄水場等の老朽施設の更新及び耐震化等に多額の資金が必要となる一方、給水区域内の人口減少等に伴う水道料金収入減少などにより、経営環境が一段と厳しい状況が予想されることから、中長期的視点に立った経営健全化の取り組みが求められる。

こうした状況を踏まえ、中長期的な経営の基本計画となる水道事業の智頭町経営戦略（平成30年度から平成39年度）が策定されている。その中では、持続可能な事業運営を目指し、効率化、経営健全化を基本方針として投資・財政計画が立てられている。

智頭町経営戦略では、現状の水道料金の改定を行わず、経常損益の黒字を維持することを基本方針としている。先ほど指摘しましたが、近年の設備投資による減価償却費の増加が、経常損益の圧迫要因になっていることから、今後については投資・財政計画に基づく適切な更新計画を立てて、計画的に設備を更新していくことにより、費用の平準化を図る必要がある。

智頭町経営戦略の推進に当たっては、健全財政の維持と経営基盤の一層の強化を図り、今後とも安全で安心な水を安定供給できるよう努められたい。

以上で、平成29年度智頭町水道事業会計決算審査意見の報告を終了いたします。

続きまして、平成29年度智頭病院事業会計決算審査意見について報告をさせていただきます。

それでは、1ページをごらんください。

第1の監査等の種類は、地方公営企業法第30条第2項の決算審査です。

第2の審査の対象は、平成29年度智頭町病院事業会計決算です。

第3の審査の実施日は、平成30年7月27日です。

第4の審査の方法は、水道事業会計と同様ですので省略させていただきます。

第5の審査の結果は、次のとおりです。審査に付された決算書及び附属書類は、いずれも地方公営企業法及び関連法令の規定に準拠して作成され、かつ、計数も正確で会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、経営成績及び財政状況が適切に表示され、予算執行もおおむね適正であると認められる。

第6の決算審査の概要は、1ページから19ページに記載してあります。

決算審査の概要を審査意見としてまとめていますので、本日は審査意見について報告させていただきます。

それでは、20ページをごらんください。

審査意見について。

業務状況について。前年度と比べると、年間延べ患者数は10万1,343人で、1,162人減少している。これは、主に入院で291人、介護サービスで392人、訪問看護で206人、それぞれ増加したものの、外来で2,027人、老人保健施設で33人、それぞれ減少したことによるものである。この結果、外来入院患者比率は137.6%となり、7.5ポイント低下している。1日平均患者数については省略いたします。

病床利用率は90.5%で、前年度に比べ0.8ポイント上昇している。これは、一般病棟で0.7ポイント低下したものの、療養病棟で2.5ポイント上昇したことによるものである。老人保健施設利用率は97.4%で、前年度に比べ0.2ポイント低下しているが、依然高水準を維持している。

患者1人1日当たりの料金収入は1万3,086円で、前年度に比べ161円増加している。これは、主に外来で152円、介護サービスで380円、それぞれ減少したものの、入院で245円、訪問介護で868円、それぞれ増加したことによるものである。

経営状況について。以下の金額については千円単位で、単位未満は切り捨てとさせていただきます。前年度と比べると、総収益は18億1,203万7,000円で、264万9,000円の減、これに対し総費用は17億9,883万3,000円で、1,062万3,000円減となり、差し引き損益は1,320万

3,000円の利益で、797万4,000円の増益となっている。これは、主に医業損益で988万円の赤字が増加したものの、老人保健事業損益で938万2,000円、訪問看護事業損益で831万2,000円、黒字がそれぞれ増加したことによるもので、特に医業損益の赤字増加要因は、外来患者数の大幅な減によるものである。

一般会計からの繰入金は4億8,518万6,000円で、前年度と比べ1,541万9,000円減少している。当年度未処理欠損金は30億5,095万8,000円となっている。

財政状況について。資産は46億2,960万3,000円で、前年度に比べ流動資産が4,319万1,000円増加したが、固定資産が7,373万円減少し、資産合計で3,053万8,000円減少している。負債は42億3,599万2,000円で、前年度に比べ固定資産が5,862万4,000円、繰延収益が2,502万8,000円、それぞれ減少し、負債合計で9,035万5,000円減少している。

資本は、3億9,361万円で、前年度に比べ資本金が4,508万5,000円、剰余金が1,473万1,000円、それぞれ増加し、資本合計は5,981万6,000円増加している。特に、資本金の増加は、減収による資本金からの企業債9,330万円振りかえで減少したものの、一般会計からの出資金1億3,838万5,000円増加したことによるものである。

キャッシュフローについて。業務活動でのキャッシュインで投資活動及び財務活動が行われ、当年度末の現預金残高は3億79万1,000円となり、前年度に比べ4,851万1,000円増加している。手元流動性は改善され、健全な資金の流れと言える。

経営指標について。自己資本比率は18.9%で前年度に比べ0.9ポイント上昇している。しかし、債務超過は解消されているものの、大幅な繰越欠損金があることから長期安全性は低水準であり、今後とも自己資本の増強を図っていく必要がある。流動比率及び固定長期適合率及び売上高経常利益率は、前年度に比べ改善されている。

窓口の診療費の収入状況について。窓口診療費の収入率は85.8%で、前年度に比べ0.5ポイント低下している。収入未済額は2,562万6,000円で、前年度に比べ128万円増加している。そのうち、過年度分の収入未済額は、

1, 141万9, 000円で、収入率は53.1%である。

長期延滞債権については、平成22年度以降欠損処理がなされていない状況である。長期にわたり滞っている未収金の取り扱いについては、決算における経営状況をより正確にあらわすため、智頭町債権管理条例及び智頭町債権管理条例施行規則に基づき、適正な対応を求めるとともに、受益者負担公平性の観点から未収金の抑制及び滞納債権の回収に努められたい。

今後の経営について。人口の減少に伴い、患者数は減少傾向にあることから、医業収益の増収は見込めないこと、さらに深刻化する医師及び看護師不足の状況など、厳しい状況が見込まれる。

このような状況下にあっても、当院は経常収支黒字を維持され、近年の経営改革の効果が反映されているものと評価できる。今後は、外来患者数の減少等厳しい経営になることが予想されるが、平成29年3月に地域医療構想を念頭に置いた、智頭病院改革プランを策定され、持続可能な地域医療供給体制及び地域包括ケアシステムの構築を目指すとされていることから、智頭病院改革プランに沿って引き続き積極的な経営改革を推進されたい。

以上で、平成29年度智頭町病院事業会計の決算審査の報告を終了いたします。

これをもちまして、本日の一般会計及び特別会計並びに基金運用状況、水道事業会計、病院事業会計の決算審査の報告を終了させていただきます。

最後に、決算審査にご協力いただきました関係職員の皆様に、この場をおかりして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長（谷口雅人） 小林代表監査委員の報告は終わりました。

議案第71号 平成29年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第82号 平成29年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 智頭町のこの一般会計、特別会計の決算の中で、特に1つ気になったのが、経常収支比率が一貫して悪化しているという状況が見られています。特に27年度に比べて、10ポイントも悪化しているというような状況で、これは財源がある程度決まっている中で、やはり歳出がふえている。そのことによって、人間の体でいうと動脈硬化を起こしているような状況ではないか

など思うんですが、それに対しての対応策をいろいろ述べていただいているんですが、特にここの経常収支比率を改善するための方策として、財源の確保はもとより、支出ですね、施策の見直しとか、選択と集中というようなことが必要だと思われるんですが、もう少しそこら辺の経常収支比率を改善する手だてというものに、何かご意見はないでしょうか。

○議長（谷口雅人） 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） 特に経常収支比率については、私の審査意見書の12ページから13ページに書いてあります。ちょっとこれは、私も力を入れて書いたんですけども、財政の弾力性というのは、どこで判断するかということ、いろいろ書物を見ると経常的支出、固定費ですけども、これは経常収入の範囲内で賄うということが基本原則だということで、これが今、98%ということは100%近くですから、とんとんみたいな感じなんです。

これに触れてみますけども、臨時財政対策債というものが分母に入っていますので、これは借金ですけども、これを除くと100%オーバーするということは、現状では経常的収入でもって経常的支出が賄えていないというのが、この普通会計から出る数字ということが読み取れると思うんです。

それを具体的にどうなんだという話しなんですけども、これは経常経費充当一般財源というのは、人件費なり、物件費であり、扶助費であり、補助費であり、公債費であり、いろいろと科目はあります。だから、最終的には非常に、分母というのはある程度決まっていますので、分子をいかに下げていくかという話しの中で、一つ一つこれを検討していくというしかないのではないのでしょうか。

具体的にとというのは、それぞれを多分執行部の方もここらについては認識されていて、いろいろとチェックはされていると思います。こういうのを一つ一つチェックされていくということだと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第71号 平成29年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第82号 平成29年度智頭町病院事業会計決算の認定についての12

議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案はこの際、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時26分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正・副委員長が決まりましたのでご報告します。委員長に大藤克紀議員、副委員長に河村仁志議員、以上のとおりです。

日程第16、議案第69号 専決処分についてから、日程第29、議案第94号 智頭町教育委員会委員の任命についての14議案並びに日程第30、報告第4号 法人の経営状況についての補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、報告案件については、質疑の終了をもって報告は終了となりますので、ご了解ください。

日程第16、議案第69号 専決処分についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長(矢部 整) そうしましたら、議案第69号 専決処分についてでございます。

専決処分書の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年7月9日付で専決処分をしております。平成30年度智頭町一般会計補正予算(第2号)。歳入歳出の総額に5億3,362万9,000円を追加

し、それぞれ66億1,320万2,000円とするものでございます。

これは、7月の西日本豪雨で被災した農地農業用施設、林道施設及び公共土木施設などの復旧に要する経費のほか、緊急の災害対策に要する経費を措置するとともに、大阪府北部地震の被害を受けて点検した結果、緊急に対応の必要があったブロック塀の改修または撤去に要する経費を措置したものでございます。

そうしましたら、内容の説明をさせていただきます。9ページをごらんください。また、別に配付しております平成30年度7月補正予算概要（専決）も、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、総務費のまちづくり推進費の移住定住促進事業では、新見地内の空き家再生住宅のブロック塀を撤去し、新たに木塀を設置する経費を措置しております。

同じく9ページ、民生費の災害救助費では、西日本豪雨で床上浸水した世帯等に対する災害見舞金を。

衛生費の予防費、感染症予防事業では、浸水家屋等の防疫実施に伴う薬剤ほか防疫用消耗品を。

農林水産業費の農業費、農業振興費では、シロネギなど園芸品目の緊急防除を支援する経費を。

また、農業集落排水費では、豪雨被害復旧事業に伴う農業集落排水事業特別会計操出金の増額を、それぞれ措置しております。

10ページの林業費、林業振興費、森づくり作業道整備事業では、西日本豪雨で被災した作業道及び林業専用道の復旧を支援する経費を。

林道費の林道維持管理事業では、同じく被災した町管理林道の土砂撤去等緊急修繕に要する経費を、それぞれ措置しております。

土木費、道路橋梁費、道路維持費では、これも西日本豪雨で被災した町道の土砂撤去等緊急修繕に要する経費を。

また、道路施設改良費のふるさと整備土木事業では、県のしっかり守る農林基盤交付金を受けて、被災した農地農業用施設を復旧する経費を、それぞれ措置しております。

住宅費、住宅管理費では、町営沖代改良住宅の目隠しブロック塀を撤去する経費を措置しております。

10ページから11ページにかけての消防費、防災費では、西日本豪雨における避難所運営などの災害対応に係る職員の時間外勤務手当のほか、避難所賄い経

費、土砂等災害廃棄物の処分手数料、土のう用真砂土の購入費用などを措置しておりますとともに、被災した住宅、道路、水路等の緊急対応に要する費用の一部を補助する、緊急災害対応事業費補助金を措置しております。

11ページの教育費、小学校費、学校管理費では、智頭小学校と隣接民家との間のブロック塀の一部を撤去し、新たに目隠しフェンスを設置する経費を措置しております。

同じく、教育費の保健体育費、体育施設費では、西日本豪雨において大量の雨水が流入したことにより浸水した、智頭温水プール排水ポンプ及び用水ポンプの取りかえに要する経費を。また、これも西日本豪雨でのり面が崩落した総合運動場管理用道路側溝の復旧に要する経費を、それぞれ措置しております。

11ページの災害復旧費、農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費、11ページから12ページにかけての林道施設災害復旧費、12ページの公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費では、西日本豪雨で被災したそれぞれ農地農業用施設、林道施設及び町道の復旧に要する費用を措置しております。

財源としましては、2ページのとおり、分担金、国庫負担金、県補助金、寄附金、繰越金及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第70号 専決処分についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。専決処分書をごらんください。

議案第70号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告をいたします。処分の日付は、平成30年7月9日です。

7月西日本豪雨で南因、山郷、山形浄化センターの3地域において、護岸の崩落や停電、河川の増水により多大な被害を受けました。これらの施設の災害復旧

に向け、経費を措置したものです。

それでは、1ページをはぐってください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,689万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,103万2,000円といたします。

歳出については、8ページをごらんください。河川の増水による被害で、山形浄化センターの電池開放弁修繕工事、山郷浄化センターでは、水没被害やマンホールポンプ崩落によりまして工事請負費、南因浄化センターでは、圧送管、制御盤の崩落によります24時間バキューム緊急対応に係ります手数料、復旧に向けた設計監理委託料、工事請負費など、所要の経費を措置しております。

財源につきましては、7ページになります。国庫補助金、一般会計繰入金、災害復旧事業債で賄っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 歳出の役務費4,500万円、手数料ですね。これの中に、南因処理場のくみ取りが主なものだと思っているんですが、ここの分のくみ取りの手数料等の金額は幾らだったのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） ほぼというか、全部がくみ取りの手数料でして、試算いたしました段階では、実際に智頭中町でことしの6月におきました、くみ取りの手数料を勘案しまして計上いたしております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） あれは、24時間体制でやっていたんですが、延べバキュームカーの台数的なもの、ざっくりでもいいですがわかりませんか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 総台数はまだ確認しておりませんが、1日約100往復で22日の間でした。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第83号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第83号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出の総額に、2億9,662万4,000円を増額し、それぞれ69億982万6,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、補正予算書と別に配付しております、平成30年度9月補正予算概要により説明させていただきます。概要の左ページの数字は、補正予算書のページです。なお、町長の提案理由と重複した説明になる場合がありますので、ご了承いただきたいと思います。

概要1ページ、補正予算書では12ページの議会費では、人事異動に伴う人件費の調整をしております。

次に、総務費ですが、同じく概要1ページ、予算書の12ページの一般管理費は、職員の退職に伴う人件費の調整であり、財産管理費では、特定建築物定期調査報告業務委託料、バス待合所敷地料及び修繕原材料の増額を措置しております。

予算書13ページ、まちづくり推進費のまちづくり事務費は、人件費の調整のみであり、移住定住促進事業では、定住促進住宅建設に伴う上水道開栓手数料などのほか、住宅改修事業補助の増に伴いまして、UJIターン住宅支援事業補助金の増額を措置しております。

同じく13ページの税務総務費は、人件費の調整のみであり、戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードに旧字表記ができるよう、システムを改修する経費を措置しております。

同じく13ページ、統計調査費の住宅土地統計及び14ページの経済センサスは、統計調査委託費内示に伴う事業費の調整をしております。

14ページの民生費、社会福祉総務費では、西日本豪雨被害に対応するための

災害救助ボランティアセンター開設経費を、国民年金費では、制度改正に伴うシステム改修経費を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計の人件費調整に伴う繰出金の増額を、それぞれ措置しております。

同じく14ページの保育園費、保育園事務費では、町内の保育児童福祉施設の遊具安全点検委託料を、ちづ保育園事務費では、感染症予防のための加湿空気清浄機を購入する経費を、それぞれ措置しています。

14ページから15ページにかけての児童館費、久志谷児童館費では、人事異動に伴う人件費の調整のほか、臨時職員賃金及び施設修繕料の増額を、それぞれ措置しています。

同じく15ページ、衛生費の保健衛生総務費及び保健師設置費は、人件費の調整のみであり、環境衛生費の火葬場管理事業では、火葬場外周ブロック塀の補強に要する経費を、母子衛生費の乳児等保健相談事業では、契約実績による商用車リース料の減額を、それぞれ措置しております。

同じく15ページの農林水産業費、農業総務費は、人件費の調整のみであり、ここから概要は2ページとなりますが、予算書15ページから16ページにかけての農業振興費では、農地法面管理省力化支援事業に係る県への負担金を、鳥獣等被害防止事業では、ジビエ振興のため新たに地域おこし協力隊を配置する経費を、ホンモノの農産物づくり推進事業では、実績見込みによる地域おこし協力隊事業費の調整を、多面的機能支払交付金事業では、取り組み組織及び面積の増に伴う交付金の増額を、それぞれ措置しております。

16ページの畜産業費では、優良種牛精液導入助成金を措置しております。また、地籍調査費は人件費の調整のみであり、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計の人件費調整に伴う繰出金の増額を措置しております。

予算書17ページの林業総務費は、人件費の調整のみであり、林業振興費の森づくり作業道整備事業では、西日本豪雨により被災した作業道の復旧を支援する経費を、森林セラピー事業では、同じく西日本豪雨により被災したセラピーロード及び関連施設の復旧に要する経費のほか、公用車の車検に伴う修繕料ほか諸費用を、林業事業体支援事業では、実績見込みにより地域おこし協力隊事業費の調整を、それぞれ措置しております。また、造林事業費の町有林造林事業は、人件費の調整のみであります。林道費の林道維持管理事業では、西日本豪雨により被災した林道の復旧に要する経費を措置しております。

17ページから18ページにかけての商工費、観光費の観光事業では、JR神田駅周辺インフォメーションセンター活用プロジェクトに要する経費を、観光施設管理事業では、西日本豪雨により被災した板井原遊歩道の復旧に要する経費を、それぞれ措置しております。

18ページの土木総務費では、西日本豪雨災害復旧事業に伴う時間外勤務手当及び臨時職員賃金の増額のほか、扶養手当など人件費の調整を措置しております。

同じく18ページ、道路新設改良費では、時間外勤務手当の増額に伴う事業費の調整を、19ページの下水道事業費では、人件費の調整に伴う公共下水道事業特別会計繰出金の増額を措置しております。

同じく19ページの消防費、常備消防費では、測量面積の増に伴う八頭消防署智頭出張所用地測量業務委託料の増額を、防災費では、年度後半の防災配備に備えて、時間外勤務手当及び管理職特別勤務手当の増額のほか、徳島県町村会との危機事象時総合応援協定に基づき、徳島県を訪問する旅費を、また、西日本豪雨に伴う災害廃棄物の処理分などの手数料の増額を、また、Jアラート受信機の更新に要する経費を、それぞれ措置しております。

概要は3ページとなります。

予算書19ページ、教育費の事務局費は人件費の調整のみであり、小学校費の智頭小学校管理事業では、井戸水ポンプの取りかえに要する経費を措置しております。

20ページ、中学校費の中学校教育振興事業では、配置実績により県派遣講師賃金を減額し、運動部外部指導者謝金及び指導者保険料を増額しております。

同じく20ページの社会教育費では、遺跡発掘事業で作業人夫賃及び臨時職員通勤手当、社会保険料の増額を、中央公民館管理事業では、総合センターの1階トイレの改修に要する経費を、地区公民館費では、土師地区公民館の電気動力線の増強などに要する経費を、歴史の道整備活用推進事業では、西日本豪雨災害の復旧に係る設計監理委託料などを、それぞれ措置しています。

同じく20ページ、保健体育費の体育施設管理費では、智頭温水プール薬注ポンプの取りかえに要する経費を措置しております。

21ページ、災害復旧費の林道施設災害復旧事業及び公共土木災害復旧事業では、西日本豪雨で被災した林道及び町道等の復旧に要する経費を増額しております。

以上、合計2億9,664万2,000円の増額補正となっております。

次に、歳入についてですが、予算書2ページのとおり、分担金、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、繰越金及び町債をもって措置をしております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、議会費から農林水産業費、商工費から災害復旧費の3区分にわけて行います。

まず、歳出の議会費から農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 15と16ページにまたがります、農業振興費でジビエ振興のために、新たに地域おこし協力隊を配置するということですが、具体的にどのような仕事を想定しての配置なのかお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 地域おこし協力隊の業務についてのお尋ねでございます。

本年4月から獣肉解体処理施設が完成して、いよいよ智頭のジビエをどうやって世に出していくのかといったことを、まちとしてもしっかりサポートしたいという趣旨でございます。

具体的に言いますと、この智頭町産のジビエ肉のブランド化に向けたPRでありますとか、それから、加工品、角とか皮のそういった加工品の商品化であるとか、販路開拓。それから、加えまして、獣肉処理施設のフォローアップ、販路開拓の支援、こういったことにも取り組んでいくということで、今年度後半からの配置を考えているというところでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、商工費から災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 観光費の神田のインフォメーション施設ですね、ここの原材料費というものがどういうものかということと、これをどのように活用するのか、そこら辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 神田駅インフォメーションセンターの事業について、説明をさせていただきたいと思います。

この事業概要なんですけども、まず、本町がシェアオフィスで神田のほうに設置している、そこに地域プロデューサーも設置して普及等を協力していただいているところがございます。その流れから神田駅エリアマネジメント協会という、一般社団法人なんですけども、そういった組織がございます。これは、神田駅西口商店街というところが母体になって組織されているところなんですけども、そことJR東日本、神田駅を所管しているところと連携がございまして、ここに神田駅の構内に40平米ほどのデッドスペースがございます。その有効活用についてご相談があったということで、ここの中に全てではないなんですけども、その半分の大体25平米ほど、7.5坪程度になると思うんですけども、ここにインフォメーションセンターを設置するという中で、ここに智頭杉を使ったインフォメーションセンターをとすることを計画しております。

このインフォメーションセンターを設置することによって、神田駅周辺のインフォメーションセンターという機能をあわせながら、鳥取県智頭町ということをしてPRしていく場所として活用するというを考えております。

事業期間なんですけども、神田駅のエリアについては、そのエリアマネジメント協会のほうが、4年間無償で借りるということになっているそうですけども、この4年間が終わっても、エリアマネジメント協会が使用料を払ってでも継続していくという計画がございまして、持続可能だということで認識しているところでございます。

その杉材をメインに使うんですけども、カウンター等においては智頭のヒノキとかそういったものを使うように今、考えているところでございます。

ちなみに、神田駅の特徴といたしまして、東京駅から1駅というところがございます。あと、西口商店街というところが、まいとイベントを開催されるのも大体2日間大きなイベントがあるんですけども、そこで30万人ほどの誘客があ

るということを聞いております。あと、来年度、神田駅の100周年事業、さらにはラグビーの世界カップ、翌年には東京オリンピックといった大規模なイベントが開催される予定でございます。こういった大規模なイベントを開催されることを勘案しまして、智頭町を積極的にPRする機会としていこうと考えております。

また、神田駅は東京から1駅ということを説明させていただきましたけども、JR山手線、京浜東北線、中央線が乗り入れており、1日の乗車人数が10万人を超えているというところからPR効果はかなりあるのではないかとというふうに考えております。

期待する効果といたしましては、智頭ファンの獲得、これを増加させるということがまず1つと、あと、千代田区が所管しておりますので、千代田区との今後の連携ということを模索していこうと考えております。あとは、エリアマネジメント協会、西口商店街が母体となっておりますので、その商店街、かなり数多くございます。そこに、例えば智頭町農産物の提供ですとか、リフォームにおいては智頭杉等を使っていただくような、積極的なPRを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） これは、今回の予算では原材料費ということで、智頭町がその智頭材の材料を提供して、じゃあ施工とか何とかは、そのマネジメント協会とかがやるということですか、費用持ちは向こうでという。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 原材料費なんですけども、向こうがデザインをされますので、デザインに伴う加工はします。現地の据えつけ、あと、デザイン料については、エリアマネジメント協会のほうが負担するという事になっています。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） そういう人の行きかいの多いところに、智頭材を使うということでPR効果を出していきたいという構想ですが、そこに当然これは鳥取県の智頭町産材であるということも、大きなどこかでPRができるような形というのは考えているんですね。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） この予算でも関連した印刷製本費ですとか、そういったものも要求させていただいています。ですので、例えばそのインフォメーションセンターに目立つような、ポスターみたいなイメージをしていただければいいんですけども、鳥取県智頭町産の杉だというようなことをPRする計画にしております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） もう一つは、これまで東京ブランチということで人も活用しているんですが、そこら辺の人材と、東京ブランチの、今のこの神田インフォメーションとの活用というようなことは、どのように連携して考えているんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 東京ブランチに関しましては、3年経過しておりますので、見直しだということを考えています。来年度はその見直しということで、ここのインフォメーションセンターが、今度そこにかわっていくというような構想は持っております。エリアマネジメント協会の方も智頭町に実際来ていただきまして、智頭町のことを知っていただいておりますので、そういった方々も智頭町のPRを一緒にしていただこうということで、今、検討を進めているところでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

1番、都橋議員

○1番（都橋一仁） この神田駅に設置するというターゲット層は、実際東京の方の中でどういう方を想定されているんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） ターゲットとしては全ての年代層ですけども、ここに神田駅の商店街が多いということで、かなり若い方が利用されているということがございますので、若い方に智頭町といったものがPRしていく中心になっていくのではないかと考えているところです。

○議長（谷口雅人） 1番、都橋議員

○1番（都橋一仁） 購買力からいって若い層というよりか、若い人にその購買力があるというふうにお考えですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 購買力といいますか、あくまで智頭町のPR、購買力ということではなく、そこに物販ということも考えてますけども、あくまで智頭町の杉の木を使って、智頭町というのはこういうまちだということを案内する、PRする場所だというふうに思っていて、その次に智頭町に訪れていただいて、そういった智頭町のものを買っていただくというようなことをねらっているんですけども、ただ、そこに来た人がすぐすぐ智頭町に来ることというのはないと思うので、そういったことを継続して続けながらやっていきたいと思うんですけども、神田駅に来られる方が、飲み屋が多いですので、そういった若い人にどういうふうに訴求していくかというのは、今後検討していかないとはいけないと思っています。

○議長（谷口雅人） 1番、都橋議員

○1番（都橋一仁） 今の所得の向上で、若い人も賃金が上がらないと言われていんですけども、その方が例えば40代、50代の子育て世代になった場合に、家族で鳥取智頭へ来訪されるということを想定しての活動なんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 全ての世代ですので、そういったファミリー層もターゲットにはしております。

○議長（谷口雅人） 1番、都橋議員

○1番（都橋一仁） 東京の富裕層が、電車で移動されるということも想定済みでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 想定しておりません。

○議長（谷口雅人） 1番、都橋議員

○1番（都橋一仁） 富裕層が、電車を使わずに神田駅周辺を歩かれなかったら、直近でそういうような成果が見えにくいというふうに個人的に思うんですが、そこら辺いかがお考えですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 富裕層というところをターゲットにしているわけではなく、ここで広く智頭町をPRしたいという大きな目的がございます。あとは、大規模なイベントがあることによって、外国人の方も多くいらっしゃいますので、そういった方々をターゲットにしているということも目的としてありますので、

そういった方々が智頭町を訪れるようなきっかけになればいいかなというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口雅人） 1番、都橋議員

○1番（都橋一仁） すぐに結果が出ることは想定せずにされるという認識でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） はい。例えば今年度したから、来年度じゃあ効果が出るのかというふうには、なかなか難しいというふうに考えています。ただ、この4年間、エリアマネジメント協会が無償で借りられるということがございますし、その後は賃金を払ってでも借りるという意思を確認しておりますので、そういった長いスパンで、智頭町のことを継続的にPRしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 常備消防費の中の測量委託料、ここの場所と面積はどうなっているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 場所については、いろんな委員会等の席でもお答えしているとおおり、まだ用地交渉の段階でございますので、具体的な場所は控えさせていただきますと思います。面積につきましては、当初1,000から1,500平米程度で考えておりましたが、所有者の区画の関係上、約2,000から2,500というところの面積になろうかと思えます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。再開は1時ちょうどです。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

最後に、地方債補正も含め、再度一般会計全般にわたって質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19、議案第84号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) 失礼します。

議案第84号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)です。

補正予算書25ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,759万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億3,442万3,000円とするものです。

歳出につきましては、31ページをごらんください。

提案理由でも説明のあったとおり、主にシステム改修に伴う委託料と、療養給付費等負担金の額の確定に伴う償還金等について、それぞれ措置しています。

財源につきましては、30ページをごらんください。

主に、保険給付費交付金、繰越金で調整しています。

以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第85号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書 32 ページをごらんください。

議案第 85 号 平成 30 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 30 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 億 3, 768 万 7, 000 円といたします。

歳出につきましては、38 ページをごらんください。

時間外手当の増額を追加措置しております。

歳入につきましては 37 ページ、繰入金で賄っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 21、議案第 86 号 平成 30 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書 40 ページをごらんください。

議案第 86 号 平成 30 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額それぞれを、4 億 6, 133 万 2, 000 円といたします。

歳出につきましては、46 ページをごらんください。

住居手当を追加措置しております。

財源につきましては、繰入金で賄っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第87号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第87号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

補正予算書48ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,995万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億5,204万4,000円とするものです。

歳出につきましては、55ページをごらんください。

介護サービス費、地域支援事業費の額の確定に伴う、国、県への償還金を措置しています。そのほか、職員人件費の時間外に係る下半期分を計上しております。

財源につきましては、53ページをごらんください。

主に前年度繰越金、国庫支出金、県支出金、繰入金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第88号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。

議案第88号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

予算書1ページでありまして、水道事業費用として262万円補正をいたしま

して、8,311万1,000円、また、資本的支出としまして、4,736万9,000円補正いたしまして、総額7,233万1,000円とするものであります。

はぐっていただきまして、支出であります。3ページでございます。

水道事業費用のほうとしましては、住居手当として17万9,000円、それと、第2水源地の取水設備の改良設計業務として、244万1,000円を計上しております。

また、資本的支出としましては、7月の豪雨災害に伴います、第2水源の取水設備の復旧設計工事費として388万8,000円、その工事請負費の予定額として、4,348万1,000円を増額したものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 工事請負費4,348万1,000円、これはどういう内容になるんですか。そこをちょっと教えていただけますか。

○議長（谷口雅人） 藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 主な内容としましては、坂原にあります第2水源地の前の河川の底から伏流水というものをとっておるんですが、その伏流水の取り口の2、3メートル先に頭首工という帯工がございまして、その一部がこの先日の大雨でもっていかれまして、今現在、河川伏流水の取水の直径600ミリのヒューム管の一部が、もう既に顔を出しているような状況であります。

一応、ろ過設備を持っておりますので、それはうまく作動はしておるんですけども、水の濁度が非常に、河川が濁るたびにすぐ濁度が過敏に反応してくるということで、ずっとこのままの対処ではいけないということで、護岸工事、護岸も一緒に被害を受けておりますので、県の工事が11月ごろから入る予定と聞いておりますので、そのときに合わせて、うちの進入路をつくる経費その他が、単独でやるよりもかなり安く上がるということがありますから、この工事のタイミングに合わせて来年3月までの間に伏流水の取り直し、それと上部のぐり石、砂、そういう構造を再復旧して、最終的には県のほうで帯工を直していただいて、

崩れないようにという内容のものでありまして、一応コンサルに概算で見積もりをしたところがこの金額であります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第89号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 失礼いたします。

議案第89号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをごらんください。

収益的支出において、1,093万7,000円を増額し、補正後予算総額18億6,716万4,000円に、また、資本的支出において1,144万9,000円を増額し、補正後予算総額3億2,802万3,000円とするものでございます。

続いて、予算書13ページをごらんください。

収益的支出では、職員の異動に伴う事業間の調整のほか、障害者雇用等による人件費並びに老健施設の修繕料を、それぞれ措置しております。

続きまして、16ページをごらんください。

資本的支出でございます。これは、主にナースコール導入において連動する生体モニターほか、病棟医療機器の整備に係る経費を措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第90号 町長の専決事項の指定の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第90号 町長の専決事項の指定の一部改正につきましては、町長において専決できる事項の指定についての一部を改正するものでございます。

そうしましたら、議案書の2ページをごらんください。また、あわせて議案説明資料1ページもごらんいただきたいと思います。

第2号の改正は、法律上、町の責務に属する交通事故以外の事故の損害賠償についても、専決事項の対象とすることで、損害賠償に迅速に対処できるようにするものでございます。

また、智頭町債権管理条例に基づき、債権の強制執行を行うに当たり、支払督促に対して債権者から異議申し立てがなされた場合、即座に対応することができるよう、第4号として町の債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停をすることを加えるものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） ちょっと確認ですけども、これは交通事故に限定していたものを、さまざまな事故ということで、ちょっと幅を広げたという意味合いで理解したらよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 例えば、昨年度ございました雪まつりでの町道の事故でありますとか、農業集落排水の汚水流入、それから、学校でありましたボールがネットを飛び越えて自動車に当たったような、あのような事故の賠償など、早目に対応できるようにということで改正するものでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 26、議案第 91 号 智頭町税条例の一部改正についてを議題とします。
議案の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。

議案第 91 号 智頭町税条例の一部改正について。

議案説明資料概要の 2 ページをごらんください。あわせて、議案書については 3 ページからとなります。

この改正は、地方税法、また鳥取県条例の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行い、地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものです。

それでは、はぐりまして議案 4 ページをごらんください。

鳥取県条例の改正に伴いまして、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日までの間に、特定非営利活動法人十人十色に対し提出された寄附金を追加するものです。

また、地方税法改正によりまして、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の間に取得しました再生可能エネルギー発電設備に対します課税標準、償却資産にかかるものですが、新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年間、わがまち特例により軽減するものです。

内容といたしましては、附則第 10 条の 2 第 6 号から第 10 号までですが、それぞれ太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス発電について、3 分の 2 に軽減するものです。11 号から 15 号につきましては、それぞれの発電について出力数を定めて、それぞれ軽減するものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 27、議案第 92 号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 失礼いたします。

それでは、議案書7ページをごらんください。説明資料につきましては、3ページでございます。

議案第92号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正についてでございます。

これは、看護師の確保及び人材育成を強化するため、貸与対象者の拡充と貸与額上限の設定を目的として、国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

具体的には説明資料のとおり、在学者に限らず看護師資格の取得を目指す准看護師及び関連資格取得者を追加すること。あと、貸与月額を定額となっております5万円から、上限の設定で5万円以内ということに改めさせていただくものです。

以上で議案第92号の説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第28、議案第93号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書の9ページをごらんいただきたいと思います。

議案第93号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成30年12月31日で任期満了となる寺坂光子氏の退任に伴い、新たに前橋隆廣氏を推薦したいので、本議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員として推薦したい者、八頭郡智頭町大字大内671番地、前橋隆廣氏、昭和32年10月16日生まれ。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29、議案第94号 智頭町教育委員会委員の任命についての議案の補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長(國岡厚志) それでは、議案10ページをごらんください。

議案第94号 智頭町教育委員会委員の任命について。

平成30年9月30日で任期満了となる、智頭町大字三田237番地3、米井照世氏、昭和43年9月11日生まれを、引き続き任命したいので、町教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和30年法律第162号)第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30、報告第4号 法人の経営状況についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長(山本 進) それでは、12ページをお願いします。

報告第4号 法人の経営状況について。

それでは、株式会社サングリーン智頭の平成29年度決算報告書の3ページをごらんください。

平成29年度の営業状況であります。

まず、1つ目は、町有林の森林施業に伴う造林事業収入です。3カ所で20ヘクタールの間伐と、2,000メートル弱の作業道開設を行っています。

2つ目は、町有林における造林事業の林産品売り上げであります。合計で1,200立米余りの材を地元の原木市場に出荷しております。

以下、森林組合や個人などからの林産事業収入、シイタケ原木等の売り上げの林産品売り上げ、補助事業を中心としたその他の事業であります。総合計で5,349万4,262円です。

続いて、4ページの貸借対照表をお願いします。

資産の部の流動資産と固定資産を含めた資産合計は、5,282万2,878円です。新たな機械や車両の導入がなく、減価償却に伴って固定資産は260万円余の減となっております。

負債の部の流動負債と固定負債を含めた負債合計は、2,769万5,666円です。

資本の部の資本金2,000万円に積立金、前期繰越利益剰余金、当期利益剰余金を加えた資本の合計は、2,512万7,212円。

負債及び資本の合計は、5,282万2,878円です。

続いて、5ページの損益計算書をお願いします。

29年度決算の欄をごらんください。

収益から費用を差し引いた営業総利益、2,089万1,983円。一般管理費の1から20までの合計2,059万438円。営業損益30万1,545円です。営業外損益を差し引いた経常損益61万9,078円。法人税、住民税を差し引いた税引後当期損益52万7,378円となります。前期利益剰余金を加えた当期未処分利益剰余金は、112万7,210円となります。

6ページ目が、先ほどご説明した損益計算書の明細ですので、ご確認ください。

続きまして、7ページ目でございます。

剰余金の処分についてであります。当期未処分利益剰余金112万7,212円を、次期繰越利益剰余金として処分するものであります。

平成29年度におきましては、10月下旬に発生した台風21号に伴う豪雨などによりまして、少なからず事業への影響等がございましたが、特段の事故等はありませんでした。

引き続き、町有林の整備をはじめとする各種事業につきまして、サングリーン智頭と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この損益計算書の中の収益は明細が出ているんですが、この費用の部分ですね。費用の部分の中で、社員が7名いるんですが、その人件費部分がどこに入っているのかが見えないんですが、確かこのことは昨年も聞いたような気がするんですが、この人件費というのはどこに入っているんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 昨年もお説明させていただきました。それぞれの事業に振り分けてございます。

昨年もお質問ありましたが、サングリーン全体で人件費が幾らかかったのかというような趣旨の質問がございました。サングリーン智頭に確認しましたところ、これは社員10名全員分でございますが、10人分の給料、ボーナス、通勤手当、社会保険含めて、ざっと3,300万円というふうに伺っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） それで、この資料の中には盛り込めるようなことはできないのでしょうか。今の口頭だけの報告では、ちょっとわかりにくいと思うんですが。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） それぞれの事業で、収支はどうかといったようなことを検証しながら事業に取り組んでおられますので、そういった格好での数字の整理となっておりますことはご理解いただきたいと思います。

先ほど口頭で申し上げましたが、これをこの場がいいのかは別として、何らかの形で報告できるようなことは検討したいと思います。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第31、議案第95号 工事請負契約の締結についてを議題とします。なお、この議案につきましては、本日可否の決定を行います。

議案の補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案11ページをごらんください。

議案第95号 工事請負契約の締結についてでございます。

これは、既に契約締結済みの、林道宇波竹之下線林業専用道路整備工事の請負契約金額を、4,935万6,000円から5,012万4,960円に改めることについて、地方自治法第96号第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約の相手方は、鳥取県八頭郡智頭町大字智頭600番地2、千代建設株式会社 代表取締役 浅井正章でございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

執行部はそのまま、議員は全協室にお集まりください。

休 憩 午後 1時32分

再 開 午後 1時34分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第95号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第32、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各常任委員会審査等のため、9月8日から9月18日までの11日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月18日までの11日間を休会としたいと思います。

9月7日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託議案の審査等をお願いします。

来る9月19日は本会議を開き、各常任委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時36分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成30年9月6日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 都 橋 一 仁

智頭町議会議員 安 道 泰 治